

徳島家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

1 開催日時

平成18年10月30日（月）午後2時から午後4時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

池松信介委員，石元康仁委員，枝川哲委員，鹿島久義委員，鎌田啓三委員，塩月秀平委員〔委員長〕，早川幸延委員，前田美代子委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 意見交換，テーマ「少年事件について」

下記5のとおり

(5) 次回開催テーマ

追って決定する。

(6) 次回開催期日

平成19年2，3月頃

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

【導入】

（■：テーマについての導入的な説明がなされた。）

司法制度改革の真っ直中，少年事件に関しても，厳罰化や被害者に対する配慮といった多様な視点が求められています。そこで，今回は，「少年事件について」ということで，多様な御意見の率直な交換をお願いできればと思っております。

1 少年審判手続の概要

家庭裁判所が少年事件の送致を受けて，最終的に処分を決めるまでの手続を説明した，裁判所広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を視聴。

2 平成12年改正少年法の運用概要（統計数値は，全国のもの）

【前提としての説明】

（○：概要は次のとおり）

(1) 少年事件の処分等の在り方の見直し

平成9年に神戸で起きた中学生による児童連続殺傷事件などの社会を震撼させる凶悪重大な少年事件が続いたことなどから，少年に対する処罰の範囲を広げるべきではないかとの世論の高まりを背景に，平成12年に少年法が改正されました。その要点は，次のとおりです。

① 検察官への送致が可能な年齢制限の撤廃

これまでの16歳という検察官への送致が可能な年齢制限が撤廃され，16歳未満でも事件の内容によっては，検察官に送致することとされました。その

結果、平成13年4月以降、全国で5人の14歳又は15歳の少年が検察官に送致されています。

- ② 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すときに16歳以上である場合には、原則、検察官送致するものとされました。平成13年4月以降、このような対象事件のうち、検察官送致されたものは、殺人（改正法施行前は約25パーセント）及び傷害致死（同9パーセント）で約57パーセント、強盗殺人・強盗致死（同56パーセント）で約74パーセントとなっており、いずれも改正法施行前よりも割合がずいぶん高くなっています。
- ③ 保護者に対して、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するために裁判官や調査官が訓戒、指導等の適当な措置をとるものとされました。これは、従前から行っていた取扱いを明文化したものです。

(2) 少年審判の事実認定手続の適正化

- ① 平成5年に起きた山形マット死事件では一審と抗告審の判断が分かれ、また草加事件では民事事件と家裁の事実認定が分かれるといったことなどが背景事情となり、非行事実の存在に争いがあるような場合には、裁定で合議体によって審理することができるようになりました。平成13年4月から172件が合議体で審理されています。
- ② 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入
故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪などにおいて、審判に検察官を関与させることができるものとされ、その場合に少年に弁護士である付添人がいないときは、国選でこれを付さなければならないものとされました。このように、従前は、職権主義的だった手続が当事者主義的になりました。平成13年4月以降、検察官関与の決定があった人員は100人であり、うち弁護士である付添人が付された少年は25人となっています。
- ③ 従前は、審判を行うために少年を少年鑑別所に収容する（以下、「観護措置」という。）期間は合計で4週間を超えることができなかつたのですが、改正法により例外的に合計で8週間まで延長できることとなりました。
- ④ 保護処分を終了後においても、非行事実がないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、本人が死亡した場合を除き、保護処分を取り消さなければならないものとされました。

(3) 被害者への配慮の充実

被害者の感情等にも配慮すべきとの観点から、①被害者等に事件記録の閲覧・謄写を認めたり、②被害者等からの意見を聴取したり、③被害者等に審判結果を通知する制度が設けられました。これまでに、記録の閲覧・謄写の申出は、約2,800人からなされ、ほとんど認められており、審判結果等の通知についても約3,000人から申出がなされ、同じくほとんど認められております。

3 法改正の動向

凶悪な少年事件が後を絶たないことから、今後の少年に関する法改正の動向としては、①警察官による触法少年、虞犯少年に対する調査、②14歳未満の少年の少年院送致、③保護観察中の少年が遵守事項を守らない場合の少年院送致、④国選付

添人制度の拡充，といった制度が検討されております。

4 少年事件の統計概況（統計数値は，徳島家裁のもの）

（●：説明概要は，次のとおり）

(1) 事件概況

少年保護事件は，全国的にも徳島においても，新受事件数は減少傾向にあり，平成18年に入ってもその傾向は続いています。もともと，身柄付きで送致されてくる事件は毎年100件前後で推移している上，身柄送致事件全体に占める16歳未満少年の事件の割合が増えており，徳島においても少年犯罪の低年齢化が進んでいることが伺えます。

(2) 徳島における改正少年法の諸制度の運用状況

いわゆる原則検察官送致事件の処分結果は，これまでのところ，検察官送致が2件，保護観察が1件でした。また，裁定合議された事件はなく，検察官関与についても殺人未遂事件2件について申出がありました，いずれも検察官の関与決定はされておりません。観護措置決定に対する異議申立ては，これまでに3件ありましたが，いずれも却下されています。

犯罪被害者への配慮の制度については，これまでに，閲覧・謄写は12件，意見聴取は2件，結果等通知は38件，それぞれ申出があり，いずれも認められています。

○：徳島における少年事件は減ってきているということだが，社会の耳目を集める事件が突発的に起こることもあることから，保護事件に至らないまでも警察段階で適切に対処しなければいけない事件がまだまだ眠っているものと思われる。

5 徳島家庭裁判所における少年事件の特色

（●：説明概要は，次のとおり）

最近の傾向として低年齢の触法少年も含めて，都市だけでなく地方でも衝撃的な事件が起きているところですが，徳島ではここ数年は重大事件は起こっていません。これは，警察等の関係機関の連携が取れていることにもよるものと思われる。

印象に残る事件としては，①さい銭盗を繰り返す中学生のグループが四国霊場を携帯電話のナビ機能を使って，夜な夜な自転車で回っているという事件，②暴走無免許で，無免許では怖くて乗れないし，皆に迷惑を掛けるということから，ちゃんと原付免許を取ってから暴走をするという事件などがあります。

これらの事件は，一見，ほほえましい悪戯とも思われる面がありますが，中学生非行の根深さを感じさせる背景もありました。まず，万引き，自転車盗という一見軽微な非行で初めて家裁に係属した中学生が，実は小学校時代から学校や家庭で問題行動を繰り返してきており，児童相談所の関与が続いていた背景を持つなど，中学生の非行の根深さ，処遇の困難さが見られます。次に，自分の行為の危険さや他人に及ぼす影響に思い至らないチョイノリ暴走の対極には，暴走しない暴走族がギャング化して，繰り返し暴力事案を引き起こすという現実があります。

また，近時の特徴としては，過失傷害，重過失傷害等自転車利用者による人身事故が増加傾向にあることが挙げられます。

他方，シンナーや覚醒剤等の薬物乱用事案はほとんどありません。徳島では，これ

らの事件を平成18年は1件も経験していません。

6 家庭裁判所と学校、警察等関係機関との連携の実情

少年の健全育成にはさまざまな機関が関わっており、家庭裁判所としてもそうした関係機関と連携していくことが必要であることは言うまでもありません。そのため、家庭裁判所では、毎年、関係機関との連絡会を開催し、意見交換情報交換を行っています。

また、昨年は、中学生非行、低年齢から問題行動を繰り返す背景には親からの虐待があるという少年の処遇検討を題材に、児童相談所、児童自立支援施設を含めたケース検討会を実施しました。

もちろん、送致機関である警察との連絡協議会、中学、高校との連絡協議会等も長く実施してきましたが、今年は、新しい試みとして、警察、中学校、高校を一同に集まっていただき、それぞれの立場で意見交換することも考えています。

7 社会奉仕活動等の新しい取り組みについて

家庭裁判所では、非行が社会に与えた影響や被害者に与えた被害の重大さ等を認識させるために、家庭裁判所だけで処分を終わらせるにしても、何らかの保護的措置・教育的措置を行うことを考えています。具体的には、特別養護老人ホーム等でボランティア活動をする、補導委託等があります。補導委託とは、民間の社会的資源を活用した措置ですが、試験観察として民間のボランティアの方に少年を預け、仕事や通学をさせながら生活指導をしていただく制度です。

当庁では、補導委託先として、9箇所の委託先の協力を得ており、その中には社会奉仕活動への参加もあります。例えば、ほめられた体験がなく、自尊感情が育っていない少年、社会と自分が繋がらない少年、コミュニケーション能力や対人関係能力が十分育っていない少年を対象に、特別養護老人ホーム等でのボランティア活動を経験させることにより、少年に自分にもできることがあると実感させるとともに、保護者についても、他人に対して頑張っている少年をみることで見る目が変わってくるという効果を期待しています。

その他にも、個別面接時に心理テストを実施してその結果を返して、自己理解を深めさせるとか、視点を少し変えてみるなどの関わりを工夫しています。

8 被害者等に対する被害者配慮制度

お手元にあるリーフレットは、平成12年の少年法改正で、取り入れられた被害者への配慮制度を周知してもらうために作成されたものです。

これからは、家庭裁判所としても、尋ねられれば答えるというのではなく、これまで以上に積極的にこうした制度が整えられているということを周知させるにはどのような工夫が必要かと検討を重ねているところです。

【被害者への配慮の充実について】

- ：徳島における被害者への結果等通知は、平成14年と15年には、他の年に比べて突出して多くなっているようですが、これは何か原因があるのですか。
- ：近年、徳島ではあまり例を見ない暴走族同士の集団乱闘事件があり、被害者に対する調査もかなり行ったことから、その際に結果通知制度についても説明したことによるものと思われます。

【徳島における薬物事件について】

- ：徳島においては薬物事件がないのが特徴との説明がありましたが、私も徳島に来てみて、都市部と違ってないのが薬物事件だと驚いています。
- ：徳島では、向精神薬を含め、少年事件としては全くありませんね。成人では薬物事犯が見られるものの、その場合でも年齢が27, 8歳と比較的上ですね。もっとも、たばこは、中学生から少なくはないです。

【視聴したビデオについて】

- ：視聴したビデオでは、家庭裁判所における少年事件処理のよい面が出ているということもあるのではないですか。実際は、あれほどスムーズにいくのは少ないのではないですか。
- ：少年院送致しても、再犯でまた家庭裁判所に来る少年もいますね。少年事件では、人格の可塑性とよく言われるのですが、少年院に入れたところ、意外に再犯はしなかったということもあります。
- ：少年犯罪を起こす彼らは、さびしいのではないのでしょうか。
- ：ビデオで見たような事件処理は、実際にある一つの典型ではあります。一回の面接で少年の殻を取ることができ、本音で接することができ、少年のことが“わかる”ようになれば、対処の方策も見えてきます。

しかし、実際には、①地域の協力が得られない、②家庭が崩壊している、などの背景事情から、常識ではどうしても計り知れないような事件が増えているように思います。前者については、法改正や関係機関の連携を図ることで解決できることですが、後者については、なかなか対処の方法が難しいと思います。

【少年事件の背景にある成年の影響について】

- ：近時、徳島では、少年の福祉を害するような成年による事件が急増している印象があります。例えば、成年が少女をコンパニオンとして派遣するというものも見られるようです。
- ：暴走族の場合、暴走族 OB によって引き起こされた事件というものがありますね。

【親子関係の改善について】

- ：何件か付添人をした経験では、少年事件で、結果が少年院か保護観察かという瀬戸際のときに、家族のカウンセリング的なことまでしなければならぬこともありました。普通だと思われる家族に電話を入れても、「何年でも少年院に入れてください。」と言われることもあり、親子関係の改善が必要だと感じたことがありました。
- ：被害感の強い親もあり、少年が盗みやものを壊すといった比較的軽微な事件を起こした償いとして、少年を児童相談所や鑑別所に入れることを望む親もいました。少年が何ができるのか、親が何ができるのかということを考えさせるために、子供と一緒に何か作業をさせてみることもあります。公園清掃や話合いながら切手を収集するなどの作業を親と子で地道に行うのです。収容先の少年院等でも、少年の復帰に向けて、親子関係再構築のプログラムを組むこともあるようです。
- ：親が審判に来ない場合には、国選付添人を付けることとなりますね。
- ：少年から言えば、親に見放されたということですね。
- ：両親がいる場合には、どちらかの親がそういう子供を見放すような態度をとったと

しても、他方の親がそれをなだめて、修正されることが多いと思います。それに対し、親が一人しかいない場合、その親にそっぽを向けられるとバックアップがなく、どうしようもないこともあります。

【補導委託先について】

- ：徳島での補導委託先は、どのようなところですか。
- ：個人では美馬市に一箇所と、法人では徳島市に更生保護法人があります。また、淡路島にも個人の委託先があります。法人施設では、寝食を共にしながら少年を指導してくれます。しかし、この施設にも定員がありますので、市町村の協力を得ながら補導委託先を増やしていきたいと考えています。
- ：県外で預かってもらうこともあるのですか。
- ：少年によって、場所を離れた方がいい場合と、離さない方がいい場合とがあります。近くの補導委託先であれば、頑張っ立ち直っている姿を家族にも見てもらうことも期待できます。

【加害少年の実名報道について】

- ：神戸児童連続殺傷事件の加害少年について、奥さん連中の井戸端会議のようところで、どこそこの中学校に通っているとかという話を少年の実名で話しているのを見て驚いたことがありました。
- ：今では、インターネットで直ぐに実名が出てしまいますね。
- ：今でも、少年の実名の公表については、議論されていますね。実名を出してはいけないことになっているのですが、山口県で同級生の女性を殺害した高等専門学校生が自殺した事件を契機に実名を公表すべきとの意見もありますね。

【今後考えられる取組みについて】

- ：少年事件は減っているとの説明がありましたが、私の実感としては、少年事件は増加しているように感じていました。これは、社会の耳目を集める少年事件が増えているということでしょうか。
少年事件が起きる背景を考えるには、少年の生い立ちにまで関係するものと思われませんが、問題の多くは親にあるように思います。また、社会的に大人が少年事件を作っているという面も少なからずあると思いますので、形式的でなものではなく実効性のある関係機関の連携も必要となってくるでしょう。今後は、家庭と社会とを細やかに見ていくようなシステムの必要性も検討されるべきでしょう。
- ：ある都市では、高齢者福祉の一環として定期的なグループ会を実施しているところがありますが、このような取組みも参考になるかもしれませんね。
- ：現在でも、少年の生い立ちまで遡って調べる少年鑑別所があり、家庭裁判所が処分を決定し、社会では保護司等が自宅に呼んで少年を見ていくというシステムがありますね。しかし、これも徳島では実効性があるかもしれませんが、都会では難しい面もあるのかなと思います。

以上